

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令及び福島復興再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）（第一条関係）	1
○福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第一百五号）（第二条関係）	2

改正案	現行
<p>（住宅の建設等に付随する行為）</p> <p>第五條 法第十三条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 住宅の建設に付随する土地又は借地権の取得</p> <p>二 住宅の購入に付随する土地若しくは借地権の取得又は当該住宅の改良</p> <p>2 法第十三条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 災害復興建築物の建設に付随する土地若しくは借地権の取得又は堆積土砂の排除その他の宅地の整備</p> <p>二 災害復興建築物の購入に付随する土地若しくは借地権の取得又は当該災害復興建築物の改良</p> <p>三 被災建築物の補修に付随する当該被災建築物の移転又は堆積土砂の排除その他の宅地の整備</p> <p>3 法第十三条第一項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 災害予防代替建築物の建設に付随する土地又は借地権の取得</p> <p>二 災害予防代替建築物の購入に付随する土地若しくは借地権の取得又は当該災害予防代替建築物の改良</p> <p>三 災害予防移転建築物の移転に付随する土地又は借地権の取得</p> <p>4 法第十三条第一項第七号から第九号までの政令で定める行為は、土地又は借地権の取得とする。</p>	<p>（住宅の建設等に付随する行為）</p> <p>第五條 法第十三条第一項第一号及び第六号から第九号までの政令で定める行為は、土地又は借地権の取得とする。</p> <p>2 法第十三条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 災害復興建築物の建設に付随する土地若しくは借地権の取得又は堆積土砂の排除その他の宅地の整備</p> <p>二 災害復興建築物の購入に付随する土地又は借地権の取得</p> <p>三 被災建築物の補修に付随する当該被災建築物の移転又は堆積土砂の排除その他の宅地の整備</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（原子力災害代替建築物の建設又は購入に付随する行為） 第十九条 法第三十三条の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 原子力災害代替建築物（法第三十三条に規定する原子力災害代替建築物をいう。次号において同じ。）の建設に付随する土地若しくは借地権の取得又は堆積土砂の排除その他の宅地の整備</p> <p>二 原子力災害代替建築物の購入に付随する土地若しくは借地権の取得又は当該原子力災害代替建築物の改良</p>	<p>（原子力災害代替建築物の建設又は購入に付随する行為） 第十九条 法第三十三条の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 原子力災害代替建築物（法第三十三条に規定する原子力災害代替建築物をいう。次号において同じ。）の建設に付随する土地若しくは借地権の取得又は堆積土砂の排除その他の宅地の整備</p> <p>二 原子力災害代替建築物の購入に付随する土地又は借地権の取得</p>